

資料 1－2	H20. 6. 24/26
障害福祉サービス及び地域生活支援給付 に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置に係る本市の支給決定の取扱いについて

標記につきましては、6月上旬に本市の障害福祉サービス及び地域生活支援給付の受給者のうち該当する可能性のある方に対しお知らせを郵送にて送付したところですが、見直し等の対象となる全員の方について通常どおりの負担上限月額の変更手続きを行いますと、毎年7月1日に負担上限月額の見直しを行う施設入所者、共同生活住居入居者等の方々と申請受付時期が重なり大量の申請を各区窓口にて受け付けることとなる関係上、6月中に受給者証の更新を行うことが大変難しい状況ですので、以下のとおりの取扱いとします。

1 現在の負担上限月額の終期が平成20年7月1日以降も継続する方のうち、以下に該当する方々につきまして、申請に基づかず職権で負担上限月額を変更決定します。

(1) 以下の全てに該当する方

- 現在特別対策による負担軽減措置を実施している
- 現在の負担上限月額の決定時から世帯状況等に変動があった旨の申請がない

(2) 上記以外で、世帯の範囲の見直しにより本人及び配偶者の所得で判断すると所得階層等が変動する方

別紙でフローチャートを作成しましたのでご参照ください。

2 障害福祉サービス受給者証につきましては、新しい決定内容のシールを貼り付けて更新することとありますが、決定通知書を送付した後に決定者の方々に来庁していただきシールを貼り付けることとなり、一度に多数の受給者の方々が窓口に来庁されることにより来庁された方々にご迷惑をおかけするとともに、決定から受給者証更新までに更に期間を要することから、7月1日付けで負担上限月額を更新及び変更する全ての方について、新規に受給者証を発行し送付します。(地域生活支援給付の受給者証につきましては通常の手続きにおいて都度新規に受給者証を発行することとしております。)

上記のとおり、可能な限り6月中に全ての対象者の方々に新しい受給者証を送付するよう対応いたしますが、事業者の皆様におかれましては以下の事項についてご協力を賜りたく存じます。

3 6月30日までに受給者証が届かない場合でも、負担上限月額変更等の申請を行ったか否か、又は職権による変更決定の対象となる方かをご確認いただくとともに、受給者の方々の7月1日以降のサービス利用自体に支障がないようご配慮ください。特に、負担上限月額の終期が6月30日の方々につきましては、受給者の方々に継続申請を行われたかどうかにつきまして必ずご確認くださいませようお願いいたします。

なお、7月1日付けで負担上限月額の変更の対象とならない方につきましても、現在の負担上限月

額を含む支給決定内容を適用し引き続きサービスを利用できることを申し添えます。

4 今回の緊急措置により、負担上限月額が下がり新たに上限額管理対象者となる方が増えることが予想されますので、障害福祉サービス、地域生活支援給付双方における上限額管理事業者の選定及び依頼届出につきまして、受給者への助言、援助等をお願いいたします。

5 2のとおり、負担上限月額の見直し又は更新の手続きを行う全ての方につきまして、新たに受給者証を発行することとしますので、対象者の方と契約のある事業者の方々におかれましては、障害福祉サービス及び地域生活支援給付双方の受給者証の事業者記入欄につきまして、更新前の受給者証の記載事項の転記をお願いいたします。

また、短期入所及び日中一時支援（日中預かり型）の事業者記入欄につきましては、受給者証の到着時期によりましては7月1日以降の利用分が既に記載されている場合がございますので、更新前の記載事項を十分にご確認いただき、月の残り支給決定量を記載くださいますようお願いいたします。

平成20年7月1日付けの負担上限月額認定に係るフローチャート

